

ノルウェー政府の出入国制限及び自己隔離措置の変更（7月2日現在）

●7月2日、ノルウェー政府は、7月5日から、（1）日本を含む一部のEU第三国リスト対象国地域からの入国条件を一部緩和し、（2）EUと共通の入国制限措置及び入国後の自己隔離措置の基準を導入し、（3）また、日本を含む一部の国・地域への渡航延期勧告を解除すると発表しました。その概要は以下のとおりです。

○日本を含む一部のEU第三国リスト対象国地域からの入国条件の一部緩和

1 7月5日午前0時から、いわゆるEU第三国リストに掲載の国・地域のうち、ノルウェー公衆保健研究所（FHI）が安全と判断する以下2の国・地域について、以下3の対象者につき入国を許可する。

2 対象国・地域

以下の国・地域に居住する者

日本、豪、イスラエル、レバノン、NZ、北マケドニア、セルビア、韓国、台湾、米国、シンガポール

3 対象者

（1）ノルウェーに居住する者と以下の関係にある者

ア 成人した子ども、義理の子ども、右の両親又は義理の両親

イ 祖父母、義理の祖父母、孫、義理の孫

ウ 18歳以上の恋人及び右恋人の未成年の子ども。9ヶ月以上の恋人関係で、物理的に面識がある場合に限る。入国にあたっては、事前にノルウェー移民局(UDI)への申請が必要となる。

（2）ノルウェー入国に当たっては、入国前検査、入国前登録、国境での検査、入国後の自己隔離（隔離ホテル滞在は免除）等の措置に従わなければならない。

4 詳しくは、以下の7月2日付ノルウェー法務公安省プレスリリースをご参照ください。

<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/lettelser-i-innreiseregler-for-familie-og-kjarestebesok/id2865464/>

○EUと共通の入国制限措置及び入国後の自己隔離措置の基準の導入

1 7月5日午前0時より、入国制限措置及び入国後の自己隔離措置の基準について、EUと共通の基準を導入する。また、今後政府は、FHIの毎週の感染状況審査の対象に、欧州のいくつかの島及び（日本を含む）いわゆるEU第三国リストに記載の国・地域を含める。

2 新たに導入される入国制限措置及び自己隔離措置の基準は以下のとおり。

（1）「緑」の国

- ・ノルウェー入国前の検査及び入国後の自己隔離免除。
- ・入国前登録及び国境での検査義務あり。
- ・「緑」の国居住者はノルウェーへの入国規制が免除される。

(2) 「赤」の国

・ノルウェー入国前の検査、入国後の自己隔離(隔離ホテル滞在は免除)、入国前登録及び国境での検査義務あり。

- ・一定の条件を満たす者(以下注1及び注2の者)のみ入国規制が免除される。

(3) 「オレンジ」の国

・現時点では、「赤」の国と同様の義務が課されるが、今後個別の要件が課される可能性がある。

(4) 「濃い赤」の国

・ノルウェー入国前の検査、入国後の自己隔離、入国前登録及び国境での検査義務あり。

- ・自己隔離は自己隔離用ホテルで行われなければならない。
- ・一定の条件を満たす者(以下注1及び注2の者)のみ入国規制が免除される。

(5) 「紫」の国(日本を含む一部のEU第三国リスト対象国地域)

- ・一定の条件を満たす者(以下注1及び注2の者)のみ入国規制が免除される。
- ・「赤」の国と同様の義務が課される。

(6) その他の国

- ・「濃い赤」と同様の義務が課される。
- ・一定の条件を満たす者(以下注1の者)のみ入国規制が免除される。

3 5日午前0時から適用される、上記2の各カテゴリ対象国・地域分けは以下のとおり。

(1) 「緑」の国・地域

ベルギー、ブルガリア、エストニア、仏、フェロー諸島、ギリシャ、伊、クロアチア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ルーマニア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、スイス、チェコ、独、ハンガリー、バチカン市国、オーストリア、グリーンランド、アイスランド、スウェーデンの一部地域(Dalarna, Gotland, Gavleborg, Halland, Jamtland, Skane, Stockholm, Sodermanland, Uppsala, Vasterbotten, Vasternorrland, Vastmanland, Vastra Gotland, Orebro and Ostergotland)、デンマークの一部地域(Zealand, Southern Denmark, Central Jutland and North Jutland)、フィンランドの一部地域(Helsinki and Uusimaa, Pirkanmaa and Paijat-Hame, Central Finland, Central Ostrobothnia, Etela-Savo, Ita-Savo, Kanta-Hame, Kymenlaakso, Lappi, Lansii-Pohja, North Karelia, North Ostrobothnia, Pohjois-Savo, Satakunta,

South Karelia, South Ostrobothnia, Vaasa, Varsinais-Suomi and Åland)、
欧州の一部の島 (Ionian Islands (ギリシャ)、Crete (ギリシャ)、North Aegean
Islands (ギリシャ)、Corsica (仏)、Madeira (ポルトガル)、Sardinia (伊)、Sicily
(伊))

(2) 「赤」の国・地域

アンドラ、スペイン、英国、スウェーデンの一部地域 (Kronoberg, Norrbotten and
Varmland)、欧州の一部の島 (Canary Islands (スペイン))

(3) 「オレンジ」の国・地域

アイルランド、キプロス、ラトビア、モナコ公国、蘭、ポルトガル、スウェーデンの一
部地域 (Blekinge, Jonköping and Kalmar)、デンマークの一部地域 (Copenhagen)、フィン
ランドの一部地域 (Kainuu)、欧州の一部の島 (Azores (ポルトガル)、Balearic
Islands (スペイン)、South Aegean Islands (ギリシャ))

(4) 「紫」の国・地域

日本、豪、NZ、イスラエル、レバノン、北マケドニア、セルビア、韓国、米国、シン
ガポール、台湾

(注1) 一定の条件を満たす者の定義 (その1)

- ・ ノルウェー人
- ・ ノルウェーに居住する外国人
- ・ ノルウェーに居住する者に対する特別なケアの責任、又はその他の深刻な福祉上の配
慮等特別な理由により、ノルウェーに入国する権利を認められる外国人
- ・ (ノルウェーにいる) 子供と過ごすために入国する外国人
- ・ ノルウェーに居住する者の近親者 (配偶者・登録されたパートナー・同居人、未成年
の子供・継子、未成年の子供・継子の親・継親等)
- ・ 外国メディアに所属するジャーナリストその他職員
- ・ ノルウェーの空港でトランジットする外国人 (シェンゲン域内外両方)
- ・ 船員及び航空関係者
- ・ 貨物及び旅客輸送を行う外国人
- ・ 重要な社会的機能の分野で働く外国人 (※)
- ・ ノルウェーの医療サービスで働くスウェーデン及びフィンランドの医療従事者

(※) 重要な社会的機能と見なされるものの例：危機管理、国防、法・治安の維持、保
健介護 分野 (薬局、清掃等)、救援、民間の IT セキュリティ、自然環境、サプライチェ
ーンの維持、上下水、金融、電力供給、電気通信、運輸、衛星等

(注2) 一定の条件を満たす者の定義 (その2)

ノルウェーに居住する者と以下の関係にある者

- ・ 成人した子ども、義理の子ども、これらの両親又は義理の両親
- ・ 祖父母、義理の祖父母、孫、義理の孫

・18歳以上の恋人及び同恋人の未成年の子ども。9ヶ月以上の恋人関係で、物理的に面識がある場合に限る。入国に当たっては、事前にノルウェー移民局への申請が必要となる。

4 詳しくは、以下の7月2日付ノルウェー保健介護省、法務公安省、外務省共同プレスリリースをご参照ください。

<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/store-enderinger-i-landvurderingen-flere-land-blir-gronne/id2865113/>

○日本を含む一部の国・地域への渡航延期勧告の解除

1 7月5日午前0時をもって、E E A・シェンゲン協定加盟国及び英国への渡航延期勧告を解除する。

2 7月5日午前0時をもって、いわゆるEU第三国リストに掲載の国・地域のうち、F H I が安全と判断する以下の国・地域への渡航延期勧告を解除する。ノルウェーへの入国に当たっては自己隔離措置等が適用される。

日本、豪、イスラエル、レバノン、NZ、北マケドニア、セルビア、韓国、台湾、米国、シンガポール

3 詳しくは、以下の7月2日付ノルウェー外務省プレスリリースをご参照ください。

<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/det-globale-reiseradet-oppheves-for-eosshengen-og-enkelte-land-utenfor-eu-fra-5.-juli/id2865515/>

【問い合わせ先】

在ノルウェー日本国大使館 領事班

電 話： (+47)2201-2900

メール： ryouji@os.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信停止をご希望の方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

URL： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、第三国に転居した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

URL： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>